

専決処分第 1 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 2 7 年 5 月 2 2 日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|--|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | （略） |
| | | 氏名 | （略） |
| 2 | 事故の概要 | 平成 2 7 年 4 月 4 日午後 4 時頃、自動車で町道大井川西土佐線を走行中、落石があり、車体を損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 6 6 , 6 1 4 円
内訳（車両修理費用） | |